二　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十六条第二項及び第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十七条の四第三項中「（障害者自立支援法」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十七条の十一第一項第十号を次のように改める。

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十七条の十四中「第二十五条の十三」を「第二十五条の十四」に改める。

第二十七条の十五を削る。

第二十七条の十六の表第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十五とする。

第二十七条の十七中「第二十七条の二十」を「第二十七条の十九」に改め、同条を第二十七条の十六とする。

第二十七条の十八の表第二十四条の二十八第一項の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「、第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十七とする。

第二十七条の十九第十号を次のように改める。

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第二十七条の十九を第二十七条の二十とし、第二十七条の二十を第二十七条の十九とする。

第四十四条の三の表、第四十四条の四、第四十四条の七及び第四十四条の八中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号、第百七十四条の二十八第二項及び第百七十四条の三十の三第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第百七十四条の三十二第一項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、「必要な援助」の下に「、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第三項中「障害者自立支援法第十一条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項」に、「障害者自立支援法施行令第一条第一号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第一号」に、「、障害者自立支援法施行令」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第四項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第一項中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、「必要な援助」の下に「、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同条第二項中「障害者自立支援法第八条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八条第一項」に、「障害者自立支援法施行令第一条第三号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号」に、「障害者自立支援法施行令第一条第一号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第一号」に、「、障害者自立支援法施行令」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（身体障害者福祉法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第二項及び第四項並びに第十八条から第二十一条まで

二　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

三　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第三項第三号

四　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第三号

五　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第七条の二第一項第二号

六　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四条の二第一項第二号

七　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項第二号

八　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第三十四条第一項第三号

九　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第六条の二第一項第二号

十　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第一条第二号

十一　証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第五条の二第一項第二号

十二　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）第二条から第四条まで

十三　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一㈤項ロ及びハ

十四　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

十五　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

十六　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ

十七　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第九号

十八　公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第七条第一項第二十九号

十九　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第四条第七号

二十　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

二十一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二十二　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第一項、第十四条の二及び附則第三条